

創刊にあたって

理事長 四宮 和夫

信託法学会は、「信託法」の研究によって学問の進歩に寄与することを目的とする(規約3条)が、この「信託法」は、広い意味に理解された信託法であって、実にさまざまな問題を蔵している。

第一に、実定法としての信託法の領域では、少なくとも二つの大きな課題がわたくしたちの眼前にある。

ひとつは、信託法(大正11年法律62号)およびその付属法の「現代化」である。——信託は、これまで、大衆資本吸収の武器として、また、財産管理の実効的な手段として、この社会で重要な役割をはたしてきたが、近時における社会の複雑化、ニーズの多様化は、信託に対して、こういう役割の一層の拡大と新たな役割の引受を要求するに至った(たとえば、振替決済・JDRのごとき転身型=メタモフォーゼ型信託、ビジネス・トラスト、公益信託)。しかしながら、かような信託に対する社会の要求に応えるには、信託法・信託業法はあまりにも古く、そのために、多くの問題が、未解決のまま残され、あるいは、信託を素通りして過ぎ去ったのである。社会の要求に適合するように、信託法を解釈することも必要であるが、それには限度がある。いまや、信託法の抜本的改正を議事日程に上せなければならぬのではなからうか。

もうひとつは、いうまでもなく、信託法(大正11年法律62号)と担保附社債信託法との調整である。特別法ともいべき後者が、一般法たる前者に先立って制定されたという事情のために、両者間に重複ないし不統一の少なくないことは、周知のとおりである。

第二に、実定信託法の領域外における信託的思考の究明ないし信託法理の活用の問題がある。信託は、ひろく法の世界に拡がっている思考方法であって、——《国民から信託された国政》(憲法前文)や、《天(あるいは神)から信託

された土地所有権》のごとき指導理念にすぎないものは、別としても——解釈上信託法理の借用ないし信託的思考を必要とする制度は、民法・商法・民事訴訟法などの諸領域にわたって、数多く存在している。譲渡担保・取立委任裏書・法人・遺言執行者・任意的訴訟担当などは、その顕著な例である。これらの制度に固有の法理と信託法理との関連については、多かれ少なかれすでに解明されていることであるが、なお突っ込んだ究明を要するものもあるであろう。また、無効・取消の効果や、価値の割当を変更する旨の合意に基かないで占有の移動した金銭の権利関係、に constructive trust の法理を利用しうべきか、といった問題も、いろいろな角度からの検討を待っている。さらには、当然帰属主義にまつわる種々の難問を処理するために、相続法の分野に信託の法理 (personal representative の制度) を導入すべきかも、立法にとってひとつの課題であろう。

第三に、信託は、法史学や比較法学にとっても、格好のテーマであるようにおもわれる。信託は、ローマ法・ゲルマン法・英米法のなかに長い歴史をもっており、その法史学的解明はまだまだ十分になされたとはいえない。それは、また、たとえば、アングロ・サクソン法系の trust がどのような形で大陸法 (ローマ法系) の体系のなかに摂取され、そして発展せしめられているか、trust がアングロ・サクソン法系のなかで現実にいとなんでいるもろもろの機能は、大陸法ではどのような法制度によってまかなわれているか、など、比較法的観点からも食欲をそそる問題を少なからず提供している。

以上は、わたくしの思いつきを例示的にあげたものにすぎない。信託をめぐる法的問題は、現在においても、数えきれないほど存在するであろうし、それに、社会の進展とともに、数限りなく展開されることであろう。『信託法研究』は、それらの問題が信託法学会会員たちの手によって少しずつ解明されてゆくのを、待っている。ここに蓄積された研究の記録は、後に続く人たちの糧となり、そして、いつかは、見事に花開き、そして、実を結ぶことであろう。そういった未来を信じながら、わたくしたちは、この日々を着実に歩みつづけてゆきたいものである。

(1976年11月)